

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○生活保護法による介護機関の変更の届出	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障害福祉課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更	(同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の辞退	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の廃止の届出	(同)	三
○高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更	(森林整備課)	三
○保安林の指定の解除の予定	(同)	三
○廃川敷地等の発生	(河川課)	四
○土地区画整理事業の換地処分届出	(都市計画課)	四
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(同)	四
○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者(三件)	(建築宅地課)	五
○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務の委託	(警察本部会計課)	五
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく		

公 告

告 示

選挙管理委員会

○証票の無効

七

自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 六

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定 (森林整備課) 六

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (三件) (警察本部会計課) 七

○宮城県告示第百五十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。
平成三十一年三月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 居宅介護支援

事業所の名称 女川町地域医療センター居宅介護支援事業所	事業所の所在地 牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五一番地六	申請者の名称 女川町地域医療センター居宅介護支援事業所	申請者の所在地 牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五一番地六	指定年月日 平成三十年十一月一日
--------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	---------------------

○宮城県告示第百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	石巻医薬品センター薬局		石巻市大街道西二丁目一―二三	株式会社石巻医薬品センター	石巻市住吉町二丁目一番六号	平成三十年四月一日		
	一般社団法人石巻薬剤師会会営女川薬局		牡鹿郡女川町鷲神浜字堀切山五一―一六	一般社団法人石巻薬剤師会	石巻市住吉町二丁目一番六号	平成三十年四月一日		
	デイサービスセンター健康倶楽部多賀城		多賀城市高崎三丁目二九番一号	株式会社アルテディア	東京都港区浜松町二丁目四番一号	平成三十年九月三十日		

○宮城県告示第百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成三十一年一月十七日次の者を指定した。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名 宮澤恵美子	診療科目 腎臓・内分泌内科	所属医療機関の名称 大崎市民病院	所属医療機関の所在地 大崎市古川穂波三丁目八番一号
--------------	------------------	---------------------	------------------------------

○宮城県告示第百六十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

洞口 潔	整形外科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
米地 真	消化器内科	いづづ内科循環器科	多賀城市高橋四丁目十四番六号
初貝 和明	外科	南三陸病院	南三陸町志津川字沼田十四番三号

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新		旧	
渡邊幸二郎	咽喉科	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
		大崎市市民病院	大崎市古川穂波三丁目八番一号	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第百六十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があつた。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地	
菅野 厚博	内 科	緑の里クリニック		岩沼市北長谷字畑向山南二十七番二号	

○宮城県告示第百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二二〇四六一	実里ケアサポート 石巻市中里二丁目六一八モウリハイツ II一〇一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社幸樹	平成三十一年三月一日
○四一三二〇〇二四九	デイサービスほのか 遠田郡美里町中塚字上戸三十三番二	生活介護	有限会社穂乃香	平成三十一年三月一日

○宮城県告示第百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	施設の名称及び所在地	施設障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一二四〇〇三八四	障害者支援施設 難病ホスピスケア巨理ありのまま舎 巨理郡巨理町字旧館六十一番地七号	生活介護	社会福祉法人ありのまま舎	平成三十一年三月一日

○宮城県告示第百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があつたので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により告示する。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定一般相談支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四三二〇五〇〇三三	キングス・ビレッジ 相談支援室 気仙沼市松崎面瀬十七一	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人キングス・ガーデン宮城	平成三十一年四月一日

○宮城県告示第百六十七号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定により指定した高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、同条第四項において準用する同法第七条の三第四項の規定により、宮城県庁（農林水産部森林整備課）、大河原地方振興事務所、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所及び気仙沼地方振興事務所においてこれを公表する。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。
平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

亙理郡亙理町吉田字砂浜一の二〇・一の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、
山元町山寺字須賀一の一五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

亙理郡亙理町吉田字砂浜一の二〇・一の二一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、
山元町山寺字須賀一の一五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百六十九号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 河川の名

二 級河川新井田川水系新井田川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成三十一年二月二十日

三 廃川敷地等の位置

本吉郡南三陸町志津川字新井田三十四番九十六地先
四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 六十一・三一平方メートル

○宮城県告示第百七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。
平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

志津川都市計画事業志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

南三陸町

三 事務所の所在地

本吉郡南三陸町志津川字沼田百一番地

四 換地処分の年月日

平成三十年十一月十四日

○宮城県告示第百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成三十一年三月八日

一 施行者の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

五・五・四五一号 中央公園

三 事業施行期間

「平成五年十一月九日から平成三十三年三月三十一日まで」を「平成五年十一月九日から平成三十五年三月三十一日まで」に変更する。

十五年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百七十二号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

1173不動産株式会社

二 代表者の氏名

小島 一夫

三 事務所の所在地

仙台市宮城野区榴岡三丁目二番五―七〇六号

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十七年六月十九日 宮城県知事(一)第六千二百八号

○宮城県告示第百七十三号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

拓商株式会社

二 代表者の氏名

飯川 俊輔

三 事務所の所在地

仙台市泉区南光台東二丁目二番一号

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十七年十二月十六日 宮城県知事(一)第六千二百六十一号

○宮城県告示第百七十四号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

創成エステート株式会社

二 代表者の氏名

関野 正人

三 事務所の所在地

仙台市青葉区上杉二丁目二番二十号

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十八年八月三十一日 宮城県知事(八)第三千九十四号

○宮城県告示第百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を平成三十一年二月十四日次のとおり委託した。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 契約の相手方

仙台市青葉区花京院二丁目一番十四号

キョウワセキュリオン東北株式会社

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うさぎ森薬局岩沼店	岩沼市館下一丁目二二二一〇一	平成三十一年二月一日
仙台調剤薬局米谷店	登米市東和町米谷字元町百八十二番一	平成三十一年二月一日
アイベル薬局大河原店	柴田郡大河原町大谷末広六一一	平成三十一年二月一日
つばさ薬局玉川店	塩竈市玉川一丁目五一十六	平成三十一年三月一日
つばさ薬局松陽台店	塩竈市松陽台二丁目十六一	平成三十一年三月一日
つばさ薬局	多賀城市下馬二丁目十三一十五	平成三十一年三月一日
つばさ薬局古川店	大崎市古川駅東二丁目十二一二十五	平成三十一年三月一日
つばさ薬局船岡店	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目三一十五	平成三十一年三月一日
つばさ薬局松島店	宮城県松島町松島字普賢堂五一五	平成三十一年三月一日
つばさ薬局中新田店	加美郡加美町字矢越三百四十一	平成三十一年三月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
つばさ薬局玉川店	調剤	塩竈市玉川一丁目五一十六	平成三十一年二月一十八日
つばさ薬局松陽台店	調剤	塩竈市松陽台二丁目十六一	平成三十一年二月一十八日
つばさ薬局	調剤	多賀城市下馬二丁目十三一十五	平成三十一年二月一十八日
つばさ薬局古川店	調剤	大崎市古川駅東二丁目十二一二十五	平成三十一年二月一十八日
つばさ薬局船岡店	調剤	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目三一十五	平成三十一年二月一十八日
つばさ薬局松島店	調剤	宮城県松島町松島字普賢堂五一五	平成三十一年二月一十八日
つばさ薬局中新田店	調剤	加美郡加美町字矢越三百四十一	平成三十一年二月一十八日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 洲崎防災林造成業務委託 一式
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 落札者を決定した日 平成三十一年二月二十七日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社エスケイ・ワン 石巻市門脇町三丁目三番二十六号
 - 五 落札金額 二千四百五十万円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 入札の公告を行った日 平成三十一年一月十八日
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

柴田郡村田町大字村田字松崎七番一、八番一、八番二、十六番、十七番、七番一地先の水の二部
 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号
 芙蓉総合リース株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 共通管理システム等運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十一年二月十四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 四千二百二十八万八千四百八十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借（W3111）一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十一年二月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 一億九千七百五十七万五千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十一年一月十一日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十一年三月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ガスクロマトグラフ質量分析システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十一年二月二十日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東京センチュリー株式会社東北支店 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目一番一号

五 落札金額 四千七十四万二千三百五十二円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成三十一年一月十一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成三十一年二月二十八日以降無効とする。

平成三十一年三月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

記

証票番号	㊦ 第一号の〇〇七
------	-----------

証票番号	㊧ 第一号の〇〇七
------	-----------